

2023 年度第 4 回
愛知県人権施策推進審議会会議録

2024 年 3 月 14 日（木）

於 愛知県三の丸庁舎 8 階 大会議室

愛知県県民文化局人権推進課

2023 年度第 4 回愛知県人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 2024 年 3 月 14 日（木）午前 9 時 57 分から午前 11 時 35 分まで

2 場 所 愛知県三の丸庁舎 8 階 大会議室

3 出席者 委員 11 名

荒川志津代委員、梶田悦子委員、後藤澄江委員、小林直三委員、
近藤敦委員、佐藤佳弘委員、炭谷茂委員、竹内裕美委員、
手嶋雅史委員、徳田万里子委員、宮前隆文委員

説明のため出席した者（県民文化局職員） 7 名

4 傍聴者 4 名

5 審議の概要

(1) 開会

（事務局）

ただいまから 2023 年度第 4 回愛知県人権施策推進審議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして近藤会長から御挨拶をお願いします。

(2) あいさつ

（会長）

おはようございます。会長の近藤でございます。本日は、御多忙の中、「2023 年度第 4 回愛知県人権施策推進審議会」に御出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、本日は、昨年 5 月に開催しました第 1 回審議会において、知事から諮問のありました、「愛知県人権尊重の社会づくり条例第 5 条第 1 項に基づく基本計画の策定について」、答申を取りまとめる予定としております。

基本計画については、これまで、本審議会において、3 回にわたり審議しておりますが、前回、12 月の第 3 回審議会の後に、県において、パブリック・コメントを実施しております。

本日は、それらを踏まえて事務局で作成された、基本計画の最終案について、委員の皆様にご意見を伺い、答申として取りまとめてまいりたいと考えております。

また、前回に引き続き、「愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱案について」、それから、「2023 年度・2024 年度の人権施策について」も、御意見をいただく予定

としております。

委員の皆様には、積極的な御発言をいただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、愛知県から挨拶を申し上げます。

(事務局)

皆様、おはようございます。県民文化局長の伊藤でございます。

委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、「愛知県人権施策推進審議会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、人権施策を始めとした県政の推進に、格別の御理解と御協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

先ほど、会長からもふれていただきましたように、本日は、愛知県人権尊重の社会づくり条例に基づく基本計画、条例上の計画としては初めての計画になりますが、こちらの最終の御審議をお願いしたいと思います。

委員の皆様には、大部にわたる計画案にお目通しをいただきまして、これまで、大変熱心に御審議の上、様々な貴重な御意見をいただいております。私どもとしましても、本日御説明する案に反映させることができ、内容を充実させられたと思っております。重ねて御礼を申し上げます。

さて、昨年12月に開催した第3回審議会での審議結果を踏まえ、県として、1月16日から2月15日までの一月間、パブリック・コメントを実施しまして、県民の方々の御意見を承りました。結果的に33人の皆様から66件の御意見をいただいております。本日は、このパブリック・コメントの内容も反映しました計画案について、御説明させていただき、御審議をお願いしたいと考えております。

また、4月から導入予定のファミリーシップ制度につきましても御審議いただきたいと思っております。それから、今年度最後の審議会となりますので、今年度の人権施策の実施状況と、来年度の実施予定の人権施策についても御報告させていただきます。

どうか委員の皆様におかれましては、それぞれの専門のお立場から積極的な御意見を賜りたいと考えております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

<定足数確認>

<傍聴者報告>

<資料確認>

(事務局)

それでは、審議会規則第4条により、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、近藤会長にお願いをしたいと存じます。

(会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、審議会運営要領の第5条第2項に基づく会議録の署名につきましては、竹内委員と手嶋委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(3) 議事

愛知県人権尊重の社会づくり条例第5条第1項に基づく基本計画について（答申）

(会長)

それでは早速、議事に入りたいと存じます。まず、(1)「愛知県人権尊重の社会づくり条例第5条第1項に基づく基本計画について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料1～3に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いします。

(委員)

修正案ではないのですが、一つだけ。資料1の最後のところに非常にいいことを加えていただいている、「プランの進行管理と適切な見直し」ですが、これはぜひ必要だろうと思います。特にここに書いてありますように、「実施状況のほか、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、本プランの内容について検証を行い、必要に応じて見直しを行います」と、このとおりだと思います。このプランは5年間と長いのですが、この間、おそらく、今は社会情勢の変化が大変激しいですから、大きく変わるのではないかと思います。5年前の状況を考えると、現在は全然違います。今はもっと変化が激しいので、これはぜひ実行していただきたいと思います。

特に、国際的な人権は、これは性的マイノリティに関するものが大変大きいですが、常に変化してきていますので、適切に見直していかなければいけません。それから、今、ちょうど経済社会情勢として、賃上げがありますけれども、光の部分が非常に強くあたればあたるほど、影の部分が非常に暗く出てきている。この問題がより強く出てきているのが、今、大きな問題ではないかと思います。

部落差別の問題はいろいろな御意見が出ています。1月に、愛知県の市町村長は

入っていませんが、被差別部落の多数存在する市町村長が集まって意見交換をする場にお招きをいただきましたが、そこで、やはり、光の部分が強ければ強いほど、影の部分が非常に強くなる、特に、住まいの問題とか、それから非正規雇用、所得の格差がひどくなっているというような窮状を訴えられました。影の部分が非常に強くなってくるのはこれからで、給料が上がって明るくなる人もいれば、反面、逆に落ち込んでくる人も多くなってくる。これを気をつけていただきたいと思います。

それから、やはり、意見のところに出ていますように、人権に対する反発とか、十分な理解が行き届いていないところがありますので、このプランをしっかりとPRしていただくことが必要ではないかと思えます。

修正意見ではございませんが、実行にあたっての意見でございます。

(委員)

私もプランに対する意見ということではなくて、パブリック・コメントについてですが、「スポーツを通じた人権啓発イベントの開催が特化される理由がわからない」という意見があって、私は人権擁護委員として人権啓発の活動もやっております。スポーツイベントも県や名古屋市と協力していろいろとやらせてもらっている立場で、少し気になりました。私どもがやっているスポーツイベントは、お子さんを対象にやっております。お子さんに対しての人権啓発という形で、県でも市でも、県民、市民にアンケート調査すると、人権の推進のために何が重要かということと教育だということが一番高い割合で出てきます。子どもに対する教育、子どものうちに人権感覚を持ってもらうことが非常に大切だと思って、子どもに対していろんなイベントを開催させてもらっております。もちろん学校へ行っての人権教育、人権教室もやっているのですが、こういうスポーツのイベントを通じて募集をすると、かなりのお子さんに集まっていただけまして、特に、愛知県はバスケットボールのBリーグのチームが4チームあって、どのチームも人権のそういうイベントに協力的です。一般企業の皆さん、どこも最近は人権に対する意識が高くなっていることもありますが、非常に協力的です。それから、グランパスさんも協力してもらって、お子さんが集まって、その中で人権教室をやったり、スポーツをやりながらチームワークの大切さや相手を思いやることがいかに大切かといったような人権教育をやらせてもらったり、あるいは、車椅子バスケットボールの業界の方と協力をして、実際に車椅子を使ってバスケットボールをしてもらって、障害がある方が日頃どういう思いでやっておられるかといったことを学んでいただいたり、ボッチャ体験といって、実際にボッチャを体験していただいて、障害者の方のお気持ち、思いを出していただくといった形の体験教室もやっております。すごくそれは効果があります。保護者も合わせて来ていただいて、保護者に対しての効果も非常にあります。私はそういうスポーツのイベントの開催というのは、非常に有効な手段だと思っておりますので、ぜひともこれからも推進していただければと思っております。すみません、自分の私的な立場でものを申しましたけれども、そう

いったことを一つ心に留めておいていただければと思います。

(会長)

そういう理由が書かれると分かりやすかったかもしれませんが、修正するほどではないと思いますので、今後、プランを作り直すときなどには、少し意識されるとよいかと思います。

(事務局)

そうですね。それから、どういうイベントをやっているかといったことが人権推進課のホームページに載っていないので、そういうところで、こういったこともやっているということを示した方がよいかとも思っています。工夫させていただきませう。

(委員)

私も修正意見というわけではないのですが、先ほど、資料1の2枚目の最後の部分で、毎年度公表して、適切に見直していく、あるいは、特に施策の効果があまり出ていない課題については改善に努めていくと御説明をいただきました。その点について、パブリック・コメントの御説明の中で、審議会で当事者の思いを聞く機会を設けることについて審議会の中でも検討してくというお話がありましたが、法改正をするときにも、法制審議会等では、当事者の方へのヒアリングの機会を設けて、その上で審議をしていくということも行われております。もしなかなか施策の効果がでない分野があるのであれば、その点について当事者の方のお話をヒアリングという形で審議会で聞くというのも、有効な手段だと思われまうので、今後前向きに検討してもよいのではないかと思ひました。

(委員)

資料1の2ページ目の、障害者差別解消法に関する合理的配慮を全体にも取り入れていくというところの脚注、右下の一番下の米印のところでございます。様々な人権に対して社会的障壁があつて、それが人権侵害の原因になっていることが多いので、この合理的配慮の考え方を取り入れるというのは非常に画期的ですし、先進的な考え方であると思ひます。このような形で取り入れていただいたことはすばらしいと思ひているのですが、一点だけ。4月1日から、障害者に関しては、合理的配慮が義務化されるのですが、義務化になることに対して、やはり抵抗はあるわけです。この脚注の前半には、合理的配慮が求められる要件がすべて盛り込まれていて範囲を限定する上での要件として、当事者の意思表示があつた場合や、過重な負担にならない場合という、この2つの要件は、おそらくこれからまた事案ごとに要件解釈の議論が深まってきたり検討されていくべきものだと思ひます。しかし、後半は義務化の話ではなくて、一つのスローガンといひますか、全体のこうあ

るべき形という、いい意味で捉えていただきたい、前向きに捉えていただきたいというところだと思います。ですから後半で、これを「要するに」ということでまとめていただいている文章のところ、もし可能であれば修正をお願いしたい部分がございます。最後の部分です、「本プランではこうした個別ニーズに応じて、『事後的に』』というところと、「当事者との対応を通じ、『非過重負担の原則の中で』』というこの2つ。『事後的に』と『非過重負担の原則の中で』に関しては、要件として考えれば、この部分は大事なポイントではあるのですが、ここは、前半の方でもう要件の部分は全部入れていただいているので、ここでは「要するにこういう考え方を」示すということであればこの『事後的に』と『非過重負担の原則の中で』は抜いていただいた方が抵抗なく入ってくるかと思われました。可能な範囲でけっこうです。

(事務局)

可能ですので、削除します。

(委員)

今の委員のお話は、私もそちらの方がよろしいかと思います。特に、『事後的に』という部分に関しましては、意思表示に関しては、やはり意思表示を支援していくという部分が非常に大事になってきますので、ある意味、意思表示をしていなかったんじゃないかという言い訳的な言い方をされることを避けるためにも、この部分は、委員がおっしゃるように修正していただいた方がよろしいかと思います。

あわせて『非過重負担の原則』のところも、これもあえて強調するように捉えられてしまうと、この趣旨ではないと思いますので、これも委員のおっしゃるとおり、修正された方がよろしいのではないかと思います。ぜひ御検討をお願いします。

(委員)

パブリック・コメントのところ、教えていただきたいのですが、33名66件ということで、年代構成を見ますと、40代、50代が13名で40%弱、60代、70代が14名で42%ぐらいです。そうすると、ほとんどが中高年齢の方の意見で、若い方の意見が少ないのですが、これは致し方ないですが、例えば、年代構成別にパブリック・コメントの内容の違いのようなものがあれば、分かればけっこうですので、教えていただきたいと思います。といいますのは、先ほど委員がおっしゃったように、今後、施策の効果があまり出ていない課題については、重点的に県民の意見等を伺うということもありますので、もし、今の段階で、パブリック・コメントの年代構成別に何か内容の違いのようなものがあれば、主観でけっこうですが、教えていただきたいと思います。

(事務局)

年齢を突き合わせて作っていなかったのですが、それぞれどの意見がどの方かは分かっているので、年代と意見と合わせながら分析してみたいと思います。今は、主観的な印象もないのですみません。

(委員)

参考までに、入管庁が外国人の関係の施策について、基礎調査として日本人を対象に調査した結果がもうじき、この3月に出版しますが、そこで三つの目標のようなものがあって、一つ目が安全安心、二つ目が多様性、三つ目が人権尊重ということで、安全安心はどの世代も高い支持なのですが、人権尊重と多様性は若いほど賛成意見が多くて、年代が上がるほどマイナス意見が多いと、そういうのがそこに出ています。そういう形で、人権尊重というのは、要するに、どんどん時代とともにその意識が高まっていくという希望的な観測があるのですが、若い人の方が、学校で習ったりとかいろいろなことあるのに対して、年代が高いほど少しそこが弱いというのがそれで出ています。参考までです。

(事務局)

冒頭、委員の方から5年間の計画期間中で、いろいろ社会変革がある中、必要な見直しということも考えられるのではないかという御提案をいただいたと思います。皆様方御承知のとおり私どもの条例で、法律に基づいた個別課題の設定をしておりますが、例えば、最たる例を挙げますとこれらの法律が改正される折には、当然、私どもの条例改正も伴ってくると思いますし、そういう中で計画についても、その時々、アップデートするための部分見直し、ローリングというようなことも十分考えられると思っておりますので、そういうような、法律改正に限らず、大きな課題の変化が生じましたら、この審議会にお諮りをして御意見を賜ってまいりたいと考えております。

(会長)

ほかによろしいでしょうか。

それでは、知事から諮問のありました「愛知県人権尊重の社会づくり条例第5条第1項に基づく基本計画について」は、先ほど少し微修正がありましたが、それを踏まえて、本案を本審議会の答申とすることによろしいでしょうか。

<異議なし>

では、本案を答申とさせていただきます。

愛知県におかれましては、答申を踏まえて、最終的な基本計画の策定にあたっていただきますようお願いいたします。

愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱案について

(会長)

次に、(2)「愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱案について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料4、5に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いします。

(委員)

単純な御質問なのですが、宣誓者の方に交付するカードはお二人の名前が入っていますが、それぞれに交付、要するに、二枚交付するという形でしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりでございます。

(会長)

それでは、ほかに御意見もないようですので、本審議会においては、事務局案に賛成ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

では、事務局におかれましては、各委員の意見を踏まえ、最終的な要綱の作成にあたっていただきますようお願いいたします。

2023年度・2024年度の人権施策について

(会長)

次に、(3)「2023年度・2024年度の人権施策について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料6、7に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いします。

(委員)

丁寧な説明ありがとうございます。それで、こういうことをやってきたという報告としてはいいのですが、例えば、4の相談窓口のところで、こういう件数がありましたというだけでは、どう評価していいかわからないところがありまして、例えば、相談を受けた方がどれだけ満足しているかとか、そういうのがないと、どうなのですかというままで終わってしまうと思います。あるいは、そういうことを踏まえて研修をしました、それで、研修をして良くなったかどうかの資料がないと、そうですねとなってしまいます。今日でなくてもいいのですが、そういうことがやはり必要になってくると思います。こうした実施状況、こういうことをやってきたことについて、評価できるような資料を併せて御提供いただけると、ではこういう改善していったらいいのではないのかという話ができると思うので、その辺を今後、今回でなくてもいいのですが、お願いできたらと思います。

(事務局)

今回の資料につきましては、結果報告だけという形になってしまったのですが、いただいた意見を踏まえて、次回の資料作成に反映したいと思います。

(委員)

資料6の5番「インターネットモニタリング事業の実施」のところで、削除要請を94件、法務局の方にされたということですが、これは、ある程度問題だということで要請されたと思うのですが、削除された件数は11件で、これは11件「しか」と思っているか、11件「も」と思っているかということと、それから、これだけしか削除されなかった理由とか、何かフォローしていることがあったら教えてください。

(事務局)

インターネットモニタリングにつきましては、まず、削除要請したものにつきましては違法性があるものです。やはり、部落の地区の名前であったり、あるいは、外国人への非常にひどい、地域から排除するような表現であったり、そういったものを見つけ次第すぐ法務局の方へ削除要請しております。実際に削除された件数は、今年度は少ないです。実態としましては、SNS上での誹謗中傷等が今年度多く、削除要請をしても、フォローはしているのですが、反応がかなり鈍いというところ です。一方で、国内の、例えば、掲示板のようなものは、比較的、削除要請が反映

されている傾向にあるというところでございます。

その辺りは、国、法務省がそういったプロバイダーと協議をされていたり、我々も国の会議に参加させていただいたり、ヒアリングを受けたりしておりますので、国と連携しながらしっかりと進めていきたいと思っております。課題なども見えてくることもございますので、そういったところはしっかりと対応していきたいと思っております。

(委員)

今のネットにつきまして、少し私もお話したいことがあるのですが、今、御指摘ありましたように削除要請 94 件に対して、削除されたのが 11 件となっています。県が違法性が高いと判定したのに、法務局で削除しない。これはもう、現状、仕方がない現象になっているのです。なぜかという、パブコメでの県の説明に何回か出ていましたように、法制度の壁があるので、県から強制力を持って削除できない形になっております。法制度の壁といいますのは、せっかく 2016 年に人権三法ができました。障害者に対する差別、外国人に対する差別、部落差別について人権三法ができましたけれど、せっかくできた、その三つの法律ともに、禁止事項も罰則規定もないのです。ですから、そのような法体系の中で動こうとすると、その枠組みで動かざるをえないですから、法務局は。結局は、削除が容易にできないという状況なのですね。ですから、これは愛知県だけの状況ではなくて、全国的にそうなのです。どこの自治体から出しても、削除率は低いです。法務局だけでなく、サービス事業者、SNS 各社もそれぞれ削除の正式な窓口を持っています。ですので、ここの説明にありますように、サイト管理者等への削除申請の相談等があった場合には助言を行うと書いてありますけれど、おそらく、そこの窓口を案内するのだろうと思うのですが、正式にサービス事業者が設けている削除の窓口申請しても、個人が申請した場合はほとんど相手にされません。弁護士を使わざるをえないのですが弁護士を使っても、平均的な削除率は 1.1% ですから、まず削除されないと思った方がいいです。ですので、現在のところ、この状況は総務省も認めています、裁判手続き外での削除は非常に難しいと。総務省すら認めているのです。ですから、このように動こうとすると、もうこれはしょうがない現実ですが、でも、しょうがないと片付けて放置していると、ネット上の差別情報については、全く改善しないということになります。それで、来年度も同じようにモニタリング事業が計画されていますが、同様に行っていく場合に同じような結果になって、結局繰り返しのですね。ですから、ネット上の差別情報の流通に対してどのように対応すべきかは、同じやり方では駄目だということです。どうやっていくかは、これから、検討すべき大きな課題だと思っております。せっかくモニタリングやって、現状を把握します、そのデータがこうなりましたということだけに終わらせるのではなく、そこで得たデータをどう生かすかということ、しっかりと県としても検討すべきだろうと私は思っています。以上補足させていただきました。

(委員)

今の件で、県として、国に法規制を強化する要請のようなものを出せるのですか。ドイツでは、何億というすごいお金が罰則として課されていて、そうするとすぐ削除する方向に行くのですが、日本は、そうそういう法律がないので、そういうのを作ろうという議論はあると思いますが、県の実態を踏まえて国にそういう法規制を要請するといった文書を出すことはできるのでしょうか。

(事務局)

まず、国と意見交換をするような機会がございますので、そういったところでお話をさせていただくのが一点と、それから、全国の都道府県が集まっている協議会がございます、愛知県もそこに入っておりますので、先ほどもお話ありましたとおり愛知県だけの問題ではなくて、全国的に同じような問題でございますので、そういった協議会でも意見を出させていただいて、他の自治体と協力しながら、国に対しての働きかけであったり、意見を出していくような場を設けたりしたいと思っております。

(委員)

先ほど委員もおっしゃっていましたが、やはり振り返って、この審議会の場で考えていくには、いろいろなデータが必要かと思いました。それで、今日、こういったファミリーシップのカードについて御紹介いただいて、その時に、県の行政サービスだけではなくて、市町村に働きかけて、一緒にこのカードの意味をより高めるために、市町村にも一緒にやってもらうように御尽力いただいているというお話はとてもいいお話だと思いました。ぜひ、そういうフォローをして、どのように市町村と一緒にこのサービスを提供するようになったかということは、データとして追っていただきたいと思いました。

それから、確かパブリック・コメントの中にもあったと思いますが、今回、かなり相談支援、相談という言葉が入っていますが、ただ、実際、見ますと、人権相談員の方々のスキルアップをするというような書き込みで終わっているように思いますので、もう少し、これができたからには、どういう内容の研修を強化していき、どのような効果が出たのかということ、そこだけではなくて他とどういう連携をしたことによって、相談支援の力がアップしたかというような、もう少し具体的なことを、今後、確認していただけたらありがたいと思います。以上私から二点よろしくお願いたします。

(事務局)

まず、ファミリーシップの市町村行政サービスにつきましては、今、最終調整中ですので、現状、各市町村さん協力的に動いてくれているというところだけお答え

させていただきます。また結果について改めて御報告させていただきます。

それから、人権相談の体制の関係でございますが、今年度も研修をしておりますほか、来年度でございますが、資料7「2024年度人権施策」の中の「3 人権に関する総合的な相談窓口の運営」のところで、下線を引いております、「専門機関による性的少数者電話相談」ですが、「新規」ということでして、実際に人権相談を昨年度からやっている中で、LGBTの相談は、やはり当事者の気持ちを分かる専門的な人でないと話が聞けない、あるいは、具体的なアドバイスができづらいという実態がございましたので、来年度から外部の専門機関に性的少数者に係る電話相談を委託させていただきます。そういった当事者の方が具体的な御相談ができるような体制を作っていきたいと思っております。こちらにつきましては、これからの契約でございますので、年度の途中から開始していく予定でございます。

いただきました御意見のとおりでございますので、我々も昨年度から始めていろいろやはり課題がございますので、そういったものの解消に繋がるような研修や、あるいは何かやり方も、他の自治体とかにも聞きながらやっていきたいと思っております。また御報告させていただきます。

(委員)

先ほどから出ている話で、細部に渡る話なので各論的な話ですが、資料6の「インターネットモニタリング事業の実施」というところです。相談窓口の運営の実績状況もそうなのですが、やはり委員が御指摘のとおり、これをどうフィードバックして、次に反映していくかということが非常に大事だと思います。特に気になったのが、分野が本当にこれでいいのかということで、例えば、コロナは報告件数7件で、削除要請件数0件であるので、この分野を今後、5分野しかない中で、一つの分野として単独で作っていくのかということがまず一点です。

それから、性的少数者の数字のところですが、報告件数が130件ある。その中で削除要請件数は7件しかない。ところが、証拠保全件数が53件あります。他の分野はすべて、ある程度悪質なものに関して削除要請していて、証拠保全は、削除要請よりも、より絞られた数字になっている印象を受けるのですが、これだけが逆転現象を起こしています。数字を見ただけでも、おそらく分野別に様々な特徴があるのだらうと思っておりますので、この辺りを早急に分析していただいて、どこかの場面で教えていただけるとありがたいと思っておりました。

(事務局)

また分析は御報告させていただきたいと思っておりますが、現状のお話をさせていただきます。まず、コロナに関しては今年度非常に少なかったです。ただ、令和3年度からモニタリングやらせていただいている、過去2年間は相当数の件数があり、まだやめるという判断には至っていません。また何かあったらさっと増えてしまうのかなということと、当初はすごく多くて、かなり医療関係者や保育園の方への許し

がたいものもあったものですから、まだやめるということには至っていません。

それから、障害者につきましては、逆に、一昨年、昨年は少なかったのですが、今年度は名古屋城の件があった関係で非常に増えました。急にこの5月、6月から増えまして、今もあるという状況でございます。

それから、性的少数者は今年度、新たに始めたものでございますが、証拠保全に関しては、そこまで違法性があるとまでは言えないのですが、個人情報、個人のお名前が入っているようなものもありますので、そういったものを保存して、例えば、SNSはすぐ消えてしまっで見られなくなってしまうのですが、県の方で保存していませんかというお問合せがあったらすぐお渡しできるような形で、当事者の方が裁判などで使ってもらえるように保存をしている状況です。また、性的少数者は、どちらかというところ違法性があるとまでは言えないのですが、無理解な言葉が多いかなという状況です。

3年間やっていて、毎年状況が違ってはいますが、できる範囲でまた資料を検討していきたいと思っております。

(委員)

人権推進プランのパブコメの中で、相談はやはり関心が高くて、中でもジェンダーバランスに配慮してほしいという御意見が、複数散見されました。それで、確か去年、人権相談の相談員さんがどういう方かという点について、職員OBの方で男性という御説明を受けた覚えがありますが、ジェンダーバランスという点で、相談員の構成を今後検討されていく予定があるのかということをお伺いしたいというのがまず一点です。

それから、期待を込めてということですが、この人権相談の一般と法律の件数は、昨年の方が多かったと思っております。今回の資料だと、190件と2件で192件ですが、確か去年は、一般が222件、法律相談が4件あって、合計件数も多かったのですが、今回、この「あいち人権推進プラン」を県民の皆さんに知っていただくことで、こういった相談数をもっと伸びて、情報提供できる機会が増えていくといいと期待をしています。

(事務局)

まず、相談員のジェンダーバランスですが、構成としては、県職員、教員、警察、法務局のOBの4名になります。先に各分野の方がありきということで選任をしています。ただ、女性も選任した方がいいというのはありますので、新たに選任する場合は、できれば女性の方をとお願いはしようと思っております。基本は、それぞれの専門分野を生かした上で、相談をしていただくという趣旨の構成になっています。

それから、相談件数は、平均すると1日に1件ぐらいで、昨年も同じぐらいですが、若干おっしゃるように数字は減っておりますので、PRをしていかないといけないと思っております。それで、プランにも改めて人権センターのことをPRして

いきますと追記させていただいております。周知が足りないのは自覚しておりますので、今後やっていきたいと思っております。

(委員)

関連してですが、それぞれの施策をやっている別のところがありますね。例えば、外国人だと、特別な相談窓口が外国人向けにあって、おそらく障害者もありますね。部落差別と性的少数者はここしかないということですか。どのようになっていますか。

(事務局)

外国人に関しては、国際交流協会の中にあいち多文化共生センターがありまして、そこで多言語で相談が受けられるようになっていて、障害者についても、障害福祉課の方に相談窓口がありますので、こちらの方に相談があった場合に、基本的にはそういう専門のところを御紹介するという形になります。人権センターには、部落差別もそうですが、そういうのに該当しない相談の方がたくさんきます。今回、この資料は相談分野で分けていませんが、「障害者」や「外国人」といった分類はしていきまして、最後に「その他」という分類があるのですが、その「その他」がかなり多いです。各分野に分けきれない相談が、これは人権問題じゃないかということでこちらに相談があったりします。ですので、部落差別の相談も受けますが、それ以外の、そういった「その他」の人権問題とを感じるようなものを、基本的には受けている状況かと思っております。

(委員)

件数が減ったことは、よその方に専門的なものができて減っているなら、それはそれでも問題はないとは思いますが、今聞いた状況では、そうでもないのかもしれないですね。分かりました。

(委員)

人権擁護委員の方でも人権相談をやっていきまして、面談はほとんどないのですが、電話相談とLINE相談という形でお手伝いをさせていただいております。それから、SOSミニレターといって、小学校に、何かあったら出してくださいというレターを配布していきまして、それに合わせて相談にのるといった事業をやっています。それで、電話相談は数的には多少減ってきているところではありますが、LINE相談はものすごくあって、やはり若い人たちは、LINEを使っているというのは非常に感じる場所があるので、そういったツールを考慮されるといいと思っております。

それから、各所で相談をやっているのですが、我々もよく思うのですが、全体での数が出てこないのが、実際にはどうなのかよく分からないところがあります。相談数が本当は増えているのか減っているのかという。そういうのは、どこかが音頭

をとってまとめたらいいではないかと思います。

(事務局)

まだLINEのアカウントを持っていないのですが、やれるかどうかまた検討してみます。

(会長)

性的少数者は電話相談をやるということですが、ほかは電話相談はないということですか。

(事務局)

基本的に相談は電話相談と窓口での相談と両方あります。

(会長)

電話相談と窓口相談はあって、LINEは検討課題ということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

全般的に全領域を網羅されていて、これだけあったということに改めて気づかせていただきました。その中で気が付いたことだけ、感想として、今後に活かしていただければと思ってお話しします。県民の方々から意見をいただくにしても、相談にしても、いずれも言葉が駆使できる方が対象になるということで、評価のアンケートなどもそれに該当する人が対象になるということです。そういった表現にトラブルを抱える方は、抜け落ちていく可能性があるということを少し感じました。先ほど、この会の初めに、こういうことがすごく推進されて、すごく明るい光が当たる面と、落ちていく暗い部分があるというお話がありましたけれども、障害者の問題なども、光が当たってどんどん理解が進む部分と、その影で、例えば、言葉が駆使できないような知的障害や精神障害の方々になかなか機会を得られないとか、そういったことが残っていくのではないかと。あるいは、子どもも十分に表現できないというような。それで、そういうところをどうやって見ていくかというところ、具体的な提案はないですが、少し頭の片隅に入れて今後の展開を考えていただければと思います。

(事務局)

確かに、人権センターの相談窓口にも子どもからの相談はないですし、言葉の通じない外国人の方は多文化共生センターの方で相談される形になっているので、対応

しきれていません。それにどう対応していいか、すぐには分からないのですが、考えてみます。

(事務局)

今いただいた御意見について、私の方からも二点補足をさせていただきたいと思えます。

まず一点目ですけれども、ファミリーシップ制度で、行政サービスを市町村の方でもというお話をいただきました。また、日常生活の中で使われる場合には、保険だとか、映画館などでは夫婦割引があったりだとか、そういう身近な割引制度を民間でもいろいろ展開されておりますので、来年の活動の中で、民間事業者の方にも御説明するというところをお話ししましたが、そういう中で、御賛同いただける企業様には、ファミリー同様のサービスを適用いただけるようお願いにあがりまして、そういうものがある程度ボリュームが出てまいりましたら、行政サービスに加えて、御了解いただける事業者様のものについては情報提供していきたいと考えております。

それから、もう一点、何回か御意見をいただきましたインターネットモニタリングの話でございます。委員からも御説明いただいたとおり、現状、壁があるということは事実であります。例えば、条例で申し上げますと、法律の範囲の中で、ある程度の罰則規定のようなものを作るとということは、手法としては不可能ではないのですが、県でそういう罰則規定のついた条例を作ろうと思いますと、まず一つは検察への協議が必要になります。これは、条例で作った罰則規定を実際に適用するのは検察の方になりまして、その中で立件可能なのかということも議論をさせていただき、そちらの御了解をいただかないと絵に書いた餅になってしまうということでありまして、今の法律の壁と合わせて、現状はハードルがあるという事実がございます。そういう中で、我々、県として、どういうことが今できるかということで、卑近な例で恐縮ですが、一点感じたことがございます。高校時代の友人で、SNSで他国の方に対して割と排他的なことを書き込む友人が実はおりまして、その友人と会話しているときに、私は、仕事で、今度、県で条例を作ると、それからモニタリング事業というのをやっていきますよという話を、雑談の中でしたところ、非常にその友人はびっくりしておりまして、そういうことがあるのだったら、よほどその書き込みには気をつけなければいけないと言って、そういうことを止めてくれました。やはり匿名性とか、直接対人と言うわけではないという気軽さから、少し無自覚に軽い気持ちで書いている人というの、こういう違法性の高いものとまではいかなないですが、そういう中でもけっこういらっしゃると思っておりますので、やはり我々としましては、条例の認知度を高めて、県としてもそういうことの解消にアクションをしているということ、これからも一生懸命皆さんに知っていただく必要があると思っております。非常に微力なことかもしれませんが、それが大事なことと思っておりますので、いろいろな啓発事業についても、引き続きこれからも続け

てまいりたいと考えております。

(会長)

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、これで終わらせていただきます。委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、最後に事務局から閉会の挨拶を申し上げます。

(事務局)

本日、基本計画の答申をいただきました。この基本計画の策定に当たりまして、5月から4回にわたって、大変精力的に御審議いただきまして、多くの御意見をいただきました。おかげさまで、大変内容のある良いプランができたと思います。今後は、このプランと条例に基づきまして、条例の基本理念、それからプランに掲げました目標の実現に向けまして、取り組んでまいりたいと存じます。

また、ファミリーシップ宣誓制度、それから、本日はその他の一般的な人権施策についての御意見が多かったと思います。これらにつきましても、本日承ったこの御意見を踏まえまして、しっかりと取り組んでまいります。

委員の皆様には、今後とも引き続き御支援、御協力をいただければ幸いです。それでは、本年度一年間ありがとうございました。

(事務局)

それでは、これをもちまして第4回愛知県人権施策推進審議会を終了させていただきます。